

## 泉南市施設園芸生産者支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電気代の価格高騰の影響を受ける園芸生産用の電気設備を使用する生産者(以下「生産者」という)を対象とした泉南市施設園芸生産者支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる生産者は下記をすべて満たす者とする。

- (1) 法人にあっては本店若しくは、主たる事務所、個人にあっては住所を泉南市の区域内に有すること。若しくは、生産に用いる農地等を市区域内に有する、又は適法に賃貸契約を締結している市区域内の農地等で生産をおこなっているもの。
- (2) 市内農地等において園芸施設(ビニールハウス等)を用いて農業生産を行っている個人、法人(形態は問わない)であって、電気料金を支払っていること。
- (3) 継続して農業を営むための取組を行っている又は、その意思を有すると認められること。
- (4) 泉南市暴力団排除条例(平成25年泉南市条例第18号)第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、直近1年間に園芸施設にて使用した電気量の価格高騰分に相当する額の1/2で、1件あたり50万円を上限とする

- 2 申請者1人(団体)につき1件までの申請とし、複数の施設を所有する場合は合算により申請するものとする。

### (補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする生産者は、市長に対し令和8年3月23日までに、次に掲げる書類を提出することにより申請しなければならない。

- (1) 泉南市施設園芸生産者支援事業補助金申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 誓約事項(様式第1-2号)
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (補助金の交付の決定等)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の

内容を審査し補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、生産者の不利にならない範囲で補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

3 市長は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした生産者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることがある。この場合において、当該相当の期間内に生産者が補正を行わなかったとき市長は、当該申請が取り下げられたものとみなすことがある。

4 市長は、補助金の交付を決定したとき、予算の範囲内で交付の申請をした生産者に補助金を支払うものとする。

5 市長は、前条の規定による補助金の申請があった日から15日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は、補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金の決定及び確定通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定(確定)をしたときは、交付の申請をした生産者に泉南市施設園芸生産者支援事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)をもって通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請が第2条各号に定める要件に該当しないと認め、支援の不交付を決定したときは、泉南市施設園芸生産者支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付決定を行った場合には、交付決定を行った日から15日以内に補助金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請を行った生産者が、補助金の交付の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、泉南市施設園芸生産者支援事業補助金申請兼請求取下書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付未済の補助金)

第9条 市長は、第2条に定める要件を満たす生産者(個人に限る。)が補助金の交付の申請をした後に死亡した場合において、その者が交付を受けることのできる補助金でその交付を受けなかったものがあるときは、その補助金を、その生産者の相続人(相続人が2人以上あるときは、これらの相続人がそのうちから指定する代表者。以下「相続人」という。)に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、相続人が第2条第4号に該当するときは、補助金を交付しない。

3 第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、事実発生日から起算して3か月以内かつ令和8年3月23日までに泉南市施設園芸生産者支援事業補助金申請者変更届出書(様式第5号)を提出することにより市長に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

4 第5条及び第6条の規定は、第1項の規定により相続人に補助金を交付する場合について準用する。この場合において、第5条第3項中「当該申請をした生産者」とあるのは「相続人」と、同項中に「生産者」とあるのは「相続人」と、第6条中「補助金の交付の申請をした生産者」とあるのは「第9条第3項の規定により届け出た相続人」と読み替えるものとする。

#### (届出義務)

第10条 第5条第1項及び第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた者が、第2条各号に定める要件を満たさないことが明らかとなったときは、泉南市施設園芸生産者支援事業補助金交付要件欠如届出書(様式第6号)により、速やかに市長に届け出るものとする。

#### (決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた生産者(相続人が補助金の交付の決定を受けた場合にあつては、死亡した生産者)が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 第2条第1号から第4号までのいずれかに該当していなかったことが判明したとき

(2) 交付の決定をした日において、第2条第4号に該当していたことが判明したとき。

2 市長は、相続人が補助金の交付の決定を受けた場合において、当該相続人が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 第2条第4号に該当することになったとき(補助金を交付した後に該当することとなった場合を除く。)又は第9条第3項の規定による届出をしたときに第2条第4号に該当していたことが判明したとき。

(2) 第9条第3項の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明したとき。

3 市長は、生産者又は相続人(以下「生産者等」という。)の責めに帰すべき事由により、市長が定める期日までに補助金の交付ができなかったときは、補助金の交付の決定を取り消すことがある。

4 第6条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

#### (補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の返還に係る費用については、生産者等の負担とする。

(違約金及び延滞金)

第13条 申請者は、第11条第1項及び第2項の規定による取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、補助金の返還のほか、違約金及び遅延金を支払なければならない。この場合において、市に納付しなければならない違約金の額は、補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を違約金として徴収する。

2 第1項の規定により違約金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。

3 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延金として徴収する。

4 第1項、及び第3項の場合において、一部補助金を返還した部分があるときは、当該返還を受けた部分に係る額を控除する。

5 前条第2項の規定は、違約金及び遅延金の納付について準用する。

(調査等)

第14条 市長は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、生産者及び交付決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和8年1月23日から施行する。

この要綱は、令和8年2月25日から施行する。